

●香川県告示第212号

平成29年香川県告示第175号（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程の一部を改正する規程）、平成29年香川県告示第204号（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程）及び平成29年香川県告示第205号（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程）の一部を次のように訂正する。

平成29年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 平成29年香川県告示第175号の一部訂正

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、<u>平成29年5月26日</u>から施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、<u>公布の日</u>から施行する。</p> <p>2 略</p>

2 平成29年香川県告示第204号の一部訂正

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>附 則</p> <p>この規程は、<u>平成29年7月14日</u>から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、<u>公布の日</u>から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p>

3 平成29年香川県告示第205号の一部訂正

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>附 則</p> <p>この規程は、<u>平成29年7月14日</u>から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、<u>公布の日</u>から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p>